

(趣旨)

第1条 この要綱は、妙高市が発注する建設工事について、入札その他の契約に関する手続の透明性及び競争性の向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び妙高市財務規則（昭和58年新井市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、政令第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市長は、工事の特殊性や難易度等を考慮し、制限付一般競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）を指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により対象工事を指定するときは、妙高市請負工事指名審査委員会（以下「指名審査委員会」という。）の審査を経るものとする。

(公告)

第3条 市長は、対象工事を制限付一般競争入札に付する場合は、規則第154条の規定に基づき公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加することができる者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 妙高市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 妙高市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成5年新井市訓令第50号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法第28条の規定による指示又は営業の停止を受けていない者であること。
- (5) 対象工事に対応した格付又は経営事項審査の総合評定値に関し要件を定めるときは、当該要件を満たしている者であること。
- (6) 同種工事の実績又は専門性の有無に関し要件を定めるときは、当該要件を満たしている者であること。
- (7) 本社又は営業所の所在地に関し要件を定めるときは、当該要件を満たしている者であること。
- (8) その他対象工事の性質に応じ、特に必要と認める要件を定めるときは、当該要件を満たしている者であること。

2 市長は、前項第5号から第8号までの要件を定めようとするときは、指名審査委員会の審査を経るものとする。

(入札参加申請)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、入札の公告に定める期限までに、妙高市制限付一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、妙高市制限付一般競争入札参加申請確認通知書（別記様式第2号）により当該申請を行なった者に通知するものとする。

3 入札参加申請者については、開札結果の公表までは非公開とする。

（設計図書等）

第6条 市長は、対象工事に係る設計図書（規則別記建設工事請負基準約款第1条第1項に規定する設計図書をいう。）を次の各号のいずれかの方法により公表するものとし、その旨について公告を行うものとする。

（1） 閲覧

（2） 貸与

（入札及び開札の方法）

第7条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行い、入札終了後直ちに開札した上で落札を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする旨の宣言をし、入札及び開札を終了するものとする。ただし、規則第164条第3項による入札を行うときはこれを適用しない。この場合において、入札及び開札の方法は市長が別に定める。

（入札資格審査書類の提出）

第8条 市長は、落札候補者に対し、速やかに妙高市制限付一般競争入札落札候補者通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 落札候補者は、前項の落札候補者通知書を受けた翌日（妙高市の休日を定める条例（平成2年新井市条例第8号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）は含まない。）までに、次に掲げる入札参加資格審査書類を市長に提出しなければならない。

（1） 妙高市制限付一般競争入札参加資格審査書類の提出について（別記様式第4号）

（2） 妙高市制限付一般競争入札施工実績調書（別記様式第5号）

（3） 妙高市制限付一般競争入札配置予定技術者調書（別記様式第6号）

（4） 経営事項審査結果通知書の写し

（5） その他市長が必要と認める書類

（入札の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1） 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

（2） 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

（3） 入札書の記載金額を加除訂正した入札

（4） 入札書に記名押印がない入札

（5） 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者が行った入札

（6） 工事費内訳書の未提出又は不備がある場合の入札

（7） 入札に関し不正な行為をした者が行った入札

（8） その他入札に関する条件に違反した入札

（入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第10条 市長は、落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有している

と認めたときは、落札者として決定する。

- 2 前項の審査において、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めたときは、当該落札候補者を失格とする。この場合において、第7条の入札で当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札したものを新たな落札候補者として通知し、入札参加資格の審査を行うものとする。
- 3 前項の規定は、落札者が決定するまで順次適用するものとする。
- 4 第1項の規定による審査は、入札書及び工事費内訳書並びに第8条第2項の規定に基づき提出された書類により行うものとする。
- 5 入札参加資格の審査は、入札参加資格審査書類が提出された翌日から起算して原則として2日（市の休日を含まない。）以内に行うものとする。

（入札参加資格審査結果の通知）

第11条 市長は、前条の規定による審査の結果について、当該落札候補者に対し妙高市制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。この場合において、失格となった旨を通知するときは、その理由を付して通知しなければならない。

- 2 落札候補者が、落札決定までに入札公告に示すいずれかの入札参加資格を満たさなくなったときは、当該落札候補者は失格とする。

（入札執行の中止）

第12条 市長は、規則第172条の規定に定めるもののほか、制限付一般競争入札を執行することが適当でないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は延期することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第36号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

妙高市制限付一般競争入札参加申請書

年 月 日

下記の案件に係る入札参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、妙高市制限付一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

（公告年月日） 年 月 日

（工事番号）

（工事名）

妙高市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者の氏名

⑩

別記様式第2号（第5条関係）

妙高市制限付一般競争入札参加申請確認通知書

年 月 日

様

妙高市長

下記の案件に係る制限付一般競争入札参加申請書を受理したので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 入 札 日 時                      年   月   日 ( )   午前   午後   時   分
- 3 入 札 場 所
- 4 入札参加資格                      事後審査による

備考 この確認通知書は、入札の際に持参してください。なお、この通知書により開札後に落札者とするための入札参加資格を保証するものではありません。

別記様式第3号（第8条関係）

妙高市制限付一般競争入札落札候補者通知書

年 月 日

様

妙高市長

開札の結果、貴社が落札候補者となりましたので、妙高市制限付一般競争入札実施要綱第8条第1項の規定により通知します。

公 告 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
工 事 番 号	
工 事 名	

別記様式第4号（第8条関係）

妙高市制限付一般競争入札参加資格審査書類の提出について

年 月 日

妙高市長

宛て

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

⑨

担当者及び電話番号

下記の案件に係る入札参加資格審査書類を、妙高市制限付一般競争入札実施要綱第8条第2項の規定により提出します。

なお、この提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事番号及び工事名
- 3 入札参加資格審査書類
  - (1) 施工実績調書及び添付書類
  - (2) 配置予定技術者調書及び添付書類
  - (3) 経営事項審査結果通知書（写し）
  - (4) その他公告により別に指定された書類

（注）特定共同企業体及び経常共同企業体のときは、企業体名を明記の上、代表者の氏名で提出すること。

妙高市制限付一般競争入札施工実績調書

住 所  
 商号又は名称  
 代表者の氏名 ⑩  
 担当者及び電話番号

工 事 名			
発注機関名		施 工 場 所	
受 注 形 態	単体・JV	契 約 金 額	
工 期	年 月 ～ 年 月		
工事の概要			
(発注者証明欄) 上記工事を履行したことを証明する。 年 月 日 証明者 ⑩			

- (注) 1 公告に示した入札参加資格要件に適合する工事を記載すること。  
 2 記載した工事について、当該工事の発注者の証明を受けて提出すること。なお、上記内容が確認できれば、証明者の指定様式による証明も可とする。  
 3 施工実績として該当する工事が、工事实績情報システム（CORINS）に登録されている場合で、公告で示す工事内容が CORINS で確認できるときは、発注者の証明に代えて、契約の写し及び CORINS の工事カルテを添付して提出すること。  
 4 受注形態の欄は、該当する形態を○で囲み、JVで施工した工事については、協定書の写しを添付すること。



妙高市制限付一般競争入札配置予定技術者調書

住 所  
 商号又は名称  
 代表者の氏名 ⑩  
 担当者及び電話番号

氏 名		生年月日	年 月 日
法令等による 資格・免許	(所持している資格、取得年、登録番号等)		
工 事 経 歴	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 ~	年 月
	従 事 役 職	主任技術者	監理技術者
	工事概要		

- (注) 1 工事経歴については、入札に付する工事の工事概要と同種の工事を優先して具体的に1件記載すること。
- 2 資格については、確認できる監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- 3 配置予定の技術者の雇用が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し）を添付すること。
- 4 特定共同企業体及び経常共同企業体のときは、構成員ごとに提出すること。

妙高市制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書

様

妙高市長

先に申請のあった競争入札の入札参加資格に係る審査結果について、妙高市制限付一般競争入札実施要綱第11条第1項の規定により次のとおり通知します。

公告年月日	年 月 日		
工事番号 工事名			
審査結果		資格あり	入札参加資格を有していると認め、落札者と決定したので、契約（仮契約）の手続きをお願いします。
		資格なし	入札参加資格を満たしていませんので、失格とします。 (理由)

(注) 本通知書について不服がある者は、市長に対して説明を求めることができます。